

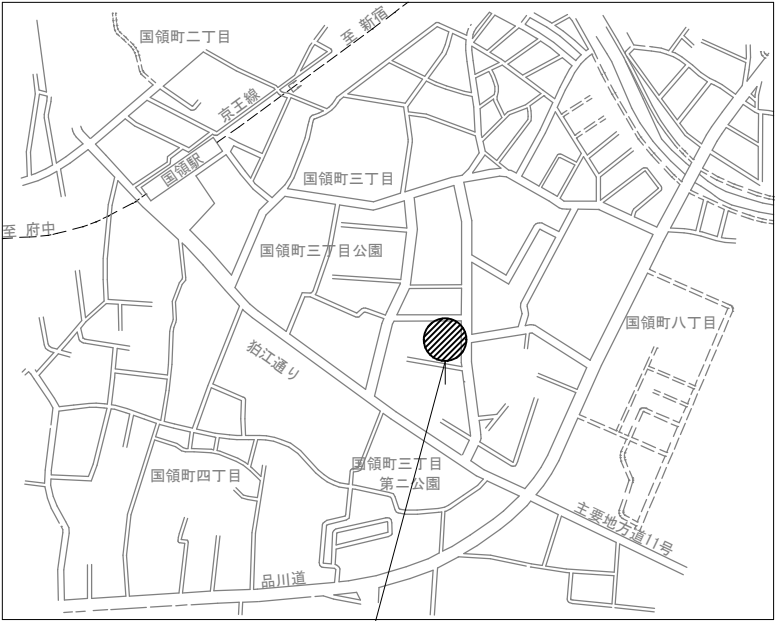
調布市立国領児童館空調設備改修工事

番 号	名 称
M-01	特記仕様書(1)
M-02	特記仕様書(2)
M-03	案内図、配置図
M-04	機器表(撤去)
M-05	機器表(新設)
M-06	空調設備系統図
M-07	空調設備及び換気設備改修平面図(1)
M-08	空調設備及び換気設備改修平面図(2)
M-09	トイレ改修平面図、スイッチ改修平面図、タイムスイッチ改修平面図
M-10	天井改修平面図

設計図承認日：令和8年8月26日

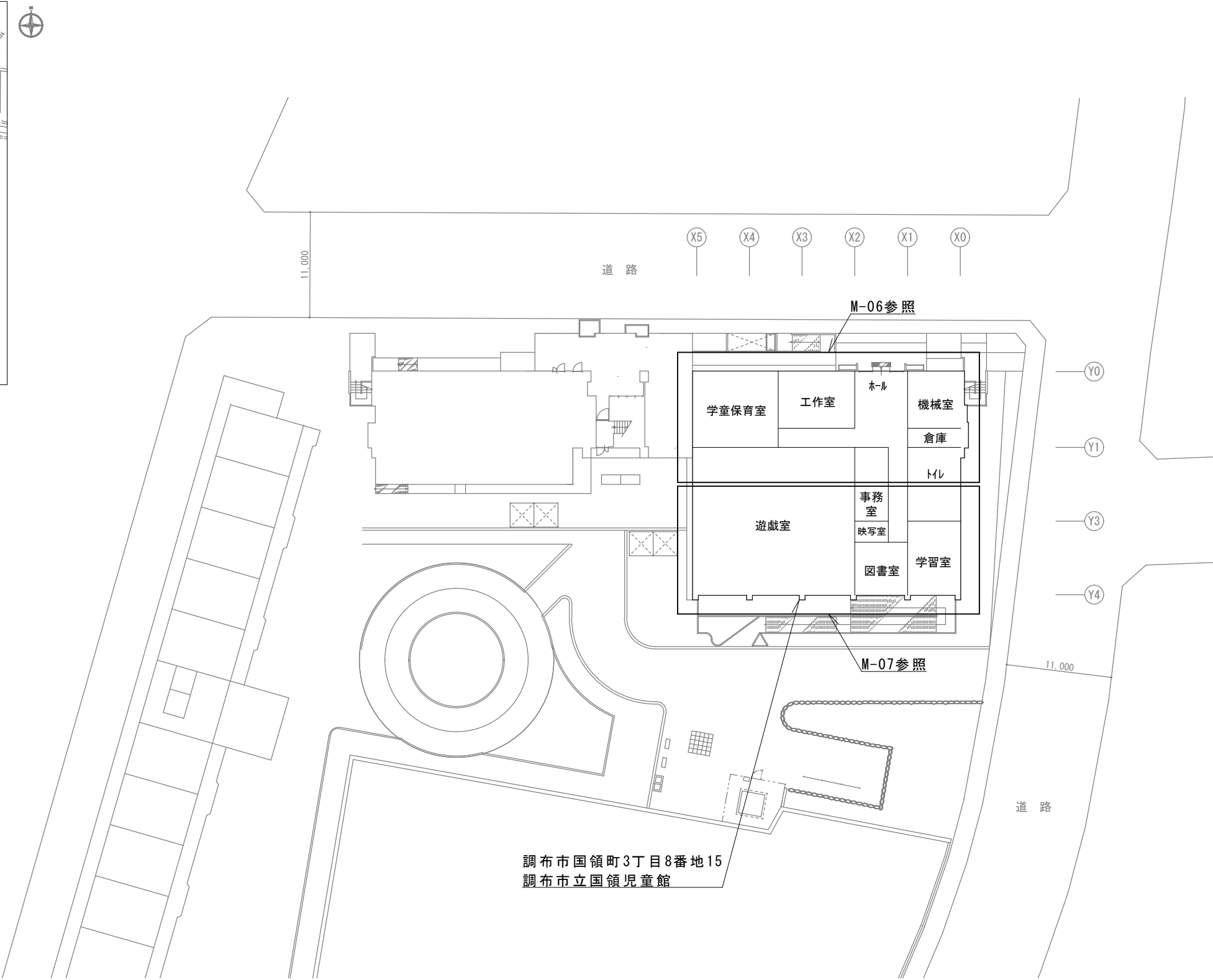
件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年8月	図面リスト	No.
 調布市総務部営繕課			M-00
			11 枚の内

特記仕様書					
第1編 共通事項					
第1章 工事概要					
1.1 工事件名 調布市立国領児童館空調設備改修工事					
1.2 工事場所 調布市国領町3丁目8番地15（都営くすのきアパート4号棟1階）					
1.3 敷地面積 児童館部床面積 656.22㎡（延床面積6367.21㎡）					
1.4 建物概要 RC造 地上11階					
1.7 工事種目別概要					
(1) 国領児童館全館（遊戯室を除く）において、空調機器の撤去及び新設を行なう。					
(2) 国領児童館全館において、換気機器の撤去及び新設を行なう。					
(3) 上記に伴う電気設備工事及び建築工事を行う。					
第2章 一般事項					
調布市では、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築・運営し、調布市の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。					
本取組には、受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。					
2.1 適用範囲					
(1) 本特記仕様書では、「令和8年版 東京都機械設備工事標準仕様書」、「令和8年版 東京都電気設備工事標準仕様書」及び「令和8年版 東京都建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。					
(2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては監督員の指示に従い施工する。					
(3) 本特記仕様書の各項目における○については、本工事において適用させるものであることを示す。					
2.2 特許権等の調査について					
本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。					
2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い					
契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内及び2年以内に契約不適合調査（工事請負契約書第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。）を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。					
2.4 成績評定について					
調布市工事成績評定要綱（平成17年3月3日付要綱第15号）に基づく工事成績評定については、次による。					
○対象					
2.5 工事の入札等について					
入札（又は見積書の提出）に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。					
2.7 各種点検、調査、見学会等への協力					
(1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るために各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。					
2.9 読み替え					
標準仕様書中、「東京都契約事務規則第37条第1項」とあるのは「調布市契約事務規則第29条」と、「東京都検査事務規程第2条第2号」とあるのは「調布市工事等検査事務規程」と、「東京都の競争入札参加有資格者」とあるのは「調布市の競争入札参加有資格者」と読み替えるものとする。					
基準及び請負者等提出書類処理要領」（調布市総務部）並びに「工事提出書類一覧」（調布市総務部営繕課）と読み替えるものとする。					
第4章 施工区分					
4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い					
本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。					
○発注者の負担とする。					
第2編 工種別事項					
第1章 一般事項					
第1節 総則					
1.1.1 官公署その他への届出手続等（標準仕様書1.1.1.4）					
工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。					
1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者（標準仕様書1.1.1.5）					
(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。					
○工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。					
○橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。					
なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。					
○工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間					
(3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。					
1.1.3 工事の下請負（標準仕様書1.1.1.6）					
一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6工事の下請負」(1)及び工事請負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。					
1.1.4 工事実績情報の登録（標準仕様書1.1.1.7）					
契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム（コリンズ）に基づく工事実績情報の登録を行う。					
登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「JACIC」という。）に登録する。					
【登録先】JACICのホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。					
1.1.6 建設副産物の処理（標準仕様書1.1.1.16）					
(1) 建設副産物の取扱いは、次による。					
オ マニフェスト等による報告					
(7) マニフェストの提示					
受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を利用し、適正な運搬及び処理を行う。マニフェスト（紙）のうち、受注者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。					
なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者（受注者）が印刷したものを監督員に提示する。					
(4) 集計表の提出					
受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監督員に提出する。					
(4) リサイクル伝票の提示					
受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目（再生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等）については、「リサイクル伝票」（写しでも可）を監督員に提示する。					
その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。					
(1) リサイクル証明書の提示					
受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しでも可）を監督員に提示する。					
(2) 建設副産物の処理は、次による。					
ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。					
(7) 建設発生土の再利用					
埋戻し土及び盛土については、次による。					
○現場で発生した建設発生土を使用する。					
1.1.7 過積載の防止（標準仕様書1.1.1.17）					
本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。					
「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。					
1.1.8 保険の加入及び事故の補償（標準仕様書1.1.1.19）					
本工事において、受注者は法定外の労災保険（※）に付さなければならない。					
また、当該保険契約の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。					
※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険（労災保険）とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険契約をいう。					
第2節 工事関係図書					
1.2.1 実施工程表（標準仕様書1.1.2.1）					
(1) 工事着手に先立ち、実施工程表を作成する。					
(2) 全体工程表、月間工程表及び週間工程表を作成し、当該部分の施工に先立ち監督員の承諾を受ける。					
1.2.3 工事の記録等（標準仕様書1.1.2.4）					
(1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）の最新版による。					
また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。					
○作成する。					
(2) 写真帳の提出は、次による。					
○作成する。					
(3) デジタル工事写真の小黑板情報電子化（以下、「電子黑板」という。）は次による。					
受注者が電子黑板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黑板対象工事（以下、「対象工事」という。）とすることができる。					
なお、申請時には電子黑板の導入に必要な機器及びソフトウェア等（以下、「使用機器」という。）に関する資料を添付するものとする。					
ア 対象機器の導入					
使用機器について、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）「第2章 写真撮影の要領4(2)」に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用する。					
なお、信憑性確認機能（改ざん検知機能）とは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC暗号リスト）」に記載されている技術を使用することをいう。					
イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難な工種については、この限りではない。					
ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。					
ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。					
「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACICホームページを参照する。					
エ 本工事における小黑板情報の電子的記入の取扱いは、「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。					
件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事					
令和8年度	令和8年8月	特記仕様書(1)	No.		
	調布市総務部営繕課		M-01		
			11 枚の内		



調布市国領町3丁目8番地15
調布市立国領児童館

案内図 S=1/100000



調布市国領町3丁目8番地15
調布市立国領児童館

配置図 S=1/500

件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年8月	案内図 配置図	No.
 調布市総務部営繕課			M-03
			11 枚の内

空調設備機器表（撤去）

記 号	名 称	仕 様	数 量	備 考
EHP-2'	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：5.0kW 暖房能力：5.6kW 三相200V ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	事務室
EHP-3'	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.1kW 三相200V ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	図書室
EHP-4'	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW 三相200V ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	学習室
EHP-5'	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW 三相200V ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	工作室
EHP-6'	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：14.0kW 暖房能力：15.0kW 三相200V ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機2台	学童保育室
EHP-7'	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW 三相200V ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	ホール

換気設備機器表（撤去）

記 号	名 称	仕 様	数 量	備 考
EF-1'	壁付換気扇	羽根径：20cm 風量：540m3/h 連動式シャッター 単相100V SUS製カエザークハブ（防鳥網付）	5台	学童保育室 工作室 学習室 図書室
EF-2'	壁付換気扇	羽根径：25cm 風量：900m3/h 連動式シャッター 単相100V SUS製カエザークハブ（防鳥網付）	1台	学童保育室
EF-3'	壁付有圧扇	羽根径：30cm 風量：1680m3/h 三相200V SUS製カエザークハブ（防鳥網付）	1台	機械室
EF-4'	ダクト用換気扇	ダクト外径：φ100 風量：175m3/h（強） 単相100V	1台	事務室
EF-5'	ダクト用換気扇	ダクト外径：φ150 風量：760m3/h（強） 単相100V	1台	湯沸室
EF-6'	ダクト用換気扇	ダクト外径：φ200 風量：800m3/h（強） 三相200V	1台	トイレ
AC-1'	エアカーテン	風量：1300m3/h 三相200V	2台	ホール
AF-1'	エア搬送ファン	風量：1365m3/h 三相200V タイムスイッチ×1（事務室）	3台	遊戯室

空調設備機器表（新設）

記 号	名 称	仕 様	数 量	備 考
EHP-2	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：5.0kW 暖房能力：5.6kW 三相200V 消費電力：1.42kW(冷)、1.39kW(暖) ワイヤードリモコン 屋外機壁面置台	室外機1台 室内機1台	事務室
EHP-3	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：7.1kW 暖房能力：8.1kW 三相200V 消費電力：2.30kW(冷)、2.37kW(暖) ワイヤードリモコン 屋外機壁面置台	室外機1台 室内機1台	図書室
EHP-4	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：12.5kW 暖房能力：14.0kW 三相200V 消費電力：4.22kW(冷)、3.78kW(暖) ワイヤードリモコン 屋外機壁面置台	室外機1台 室内機1台	学習室
EHP-5	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW 三相200V 消費電力：2.72kW(冷)、2.70kW(暖) ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	工作室
EHP-6	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 ツイン同時運転 冷房能力：20.0kW 暖房能力：22.4kW 三相200V 消費電力：6.81kW(冷)、6.15kW(暖) ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機2台	学童保育室
EHP-7	電気ヒートポンプエアコン	天井吊型 冷房能力：10.0kW 暖房能力：11.2kW 三相200V 消費電力：2.72kW(冷)、2.70kW(暖) ワイヤードリモコン	室外機1台 室内機1台	ホール

換気設備機器表（新設）

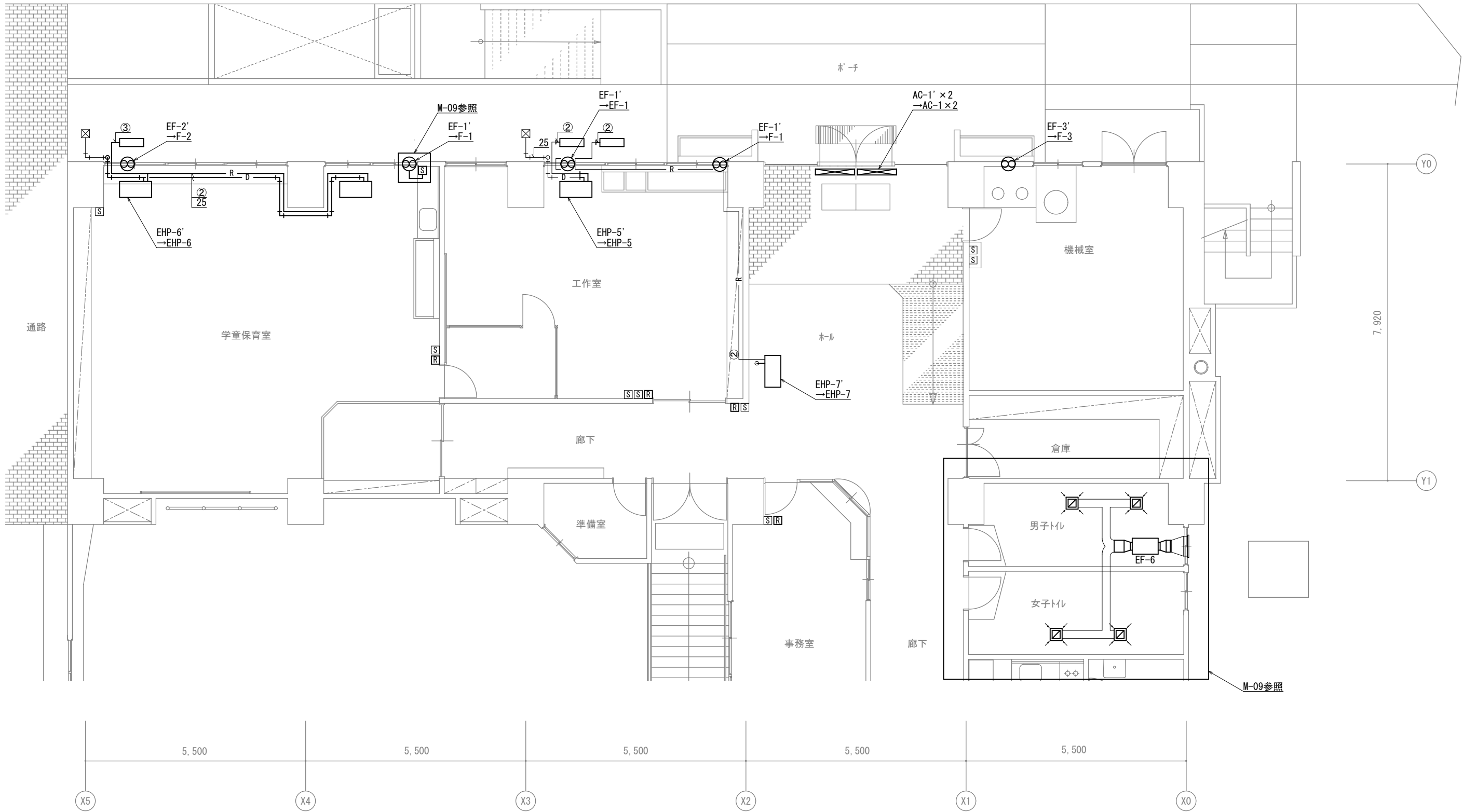
記	名 称	仕 様	数 量	備 考
EF-1	壁付換気扇	窓枠取付格子タイプ 24時間換気機能付 羽根径：20cm 風量：540m3/h(強) 単相100V 消費電力：16W(強) SUS製カエザークカバー(防鳥網付) コントロールスイッチ×1（学童保育室）	5台	学童保育室 工作室 学習室 図書室
EF-2	壁付換気扇	窓枠取付格子タイプ 24時間換気機能付 羽根径：25cm 風量：900m3/h(強) 単相100V 消費電力：32W(強) SUS製カエザークカバー(防鳥網付)	1台	学童保育室
EF-3	壁付有圧扇	低騒音型 羽根径：30cm 風量：1680m3/h 単相100V 消費電力：60W SUS製カエザークカバー(防鳥網付)	1台	機械室
EF-4	ダクト用換気扇	ダクト径：φ100 24時間換気機能付 静圧：130Pa 風量：180m3/h（強） 単相100V 消費電力：8.8W(強)	1台	事務室
EF-5	ダクト用換気扇	ダクト径：φ150 台所用 大風量タイプ 静圧：20Pa 風量：670m3/h（強） 単相100V 消費電力：95W	1台	湯沸室
EF-6	ストレートロコファン	ダクト径：φ200 消音型 静圧：200Pa 風量：800m3/h（強） 三相200V 消費電力：181W	1台	トイレ
AC-1	エアカーテン	本体間口寸法：90cm 風量：1300m3/h 三相200V 消費電力：95W	2台	ホール
AF-1	エア搬送ファン	風量：1365m3/h 三相200V 消費電力：107W タイムスイッチ×1（事務室）	3台	遊戯室

仮設暖房設置

機 器	設置箇所
温風ヒーター 最大発熱量 4.3kW	事務室 1台 図書室 1台 学習室 1台 工作室 1台 学童保育室 2台 計6台

※ 灯油の補給は、工事受注者で行うものとする。

件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事			
	令和8年度	令和8年8月	空調設備機器表（新設） 換気設備機器表（新設）
	調布市総務部営繕課		No. M-05 11 枚の内



空調設備改修平面図(1) S=1/100

※ 太線部分を撤去・新設する。

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
R	冷媒管	冷媒用被覆銅管	
D	ドレン管	結露防止層付硬質塩化ビニル管	既設：カー硬質塩化ビニル管(VU)
㊦	リモコン	空調機付属品	
㊧	コントロールスイッチ	換気扇専用品	学童保育室EF-1以外は既設再使用

冷媒管口径

記号	管 径
①	6.35/12.70
②	9.52/15.88
③	9.52/25.40

※ 電源線EM-EEF1.6mm-3C及び通信線EM-CEE1.25mm-2Cは、冷媒管と共巻とする。
※ 屋外冷媒管はガルバリウム鋼板ラッピング仕上とする。
また、屋内冷媒管は樹脂ラッピング仕上とする。

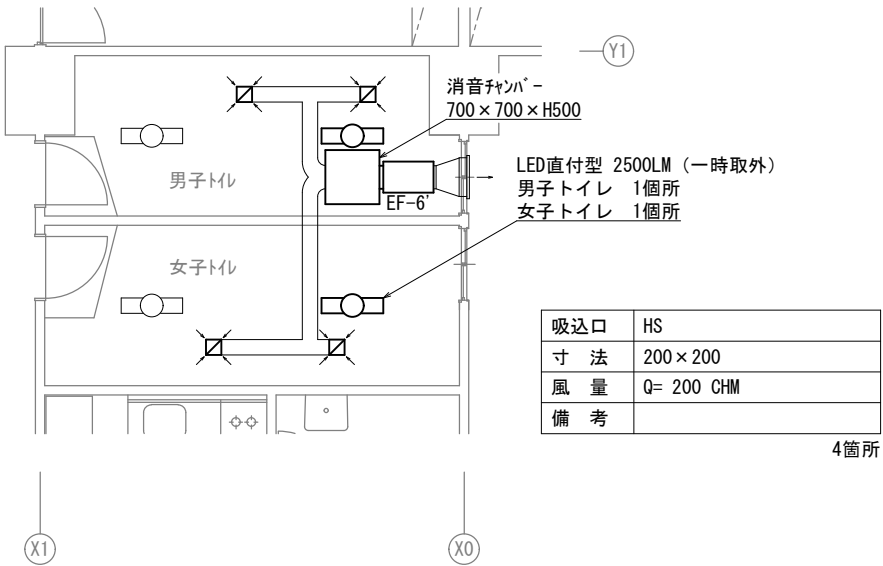
件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年8月	空調設備改修平面図(1)	No.
 調布市総務部営繕課			M-07
11 枚の内			



凡 例

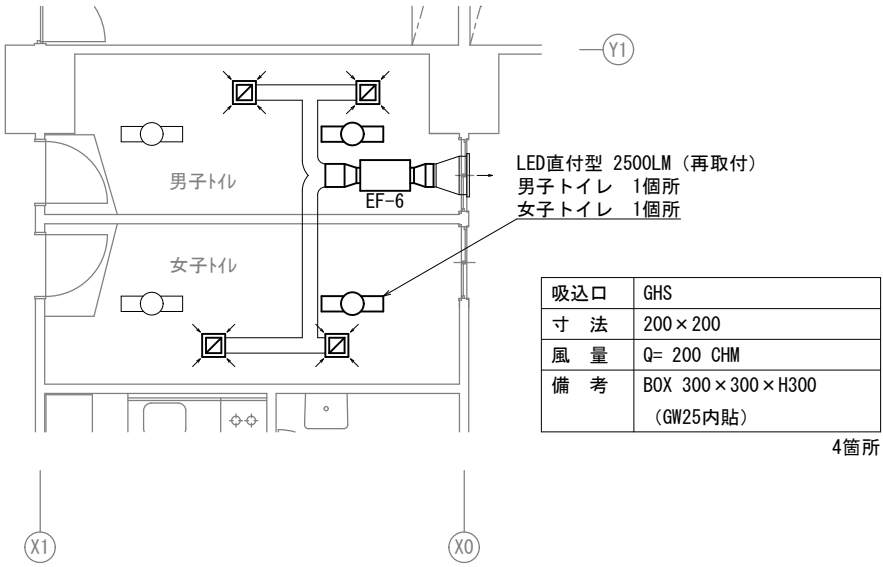
※ 電源線EM-EEF1.6mm-3C及び通信線EM-CEE1.25mm-2Cは、冷媒管と共巻とする。
※ 屋外冷媒管はガムパリアム鋼板ラッキング仕上とする。
また、屋内冷媒管は樹脂ラッキング仕上とする。

件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年8月	空調設備改修平面図(2)	No.
 調布市総務部営繕課			M-08 11 枚の内



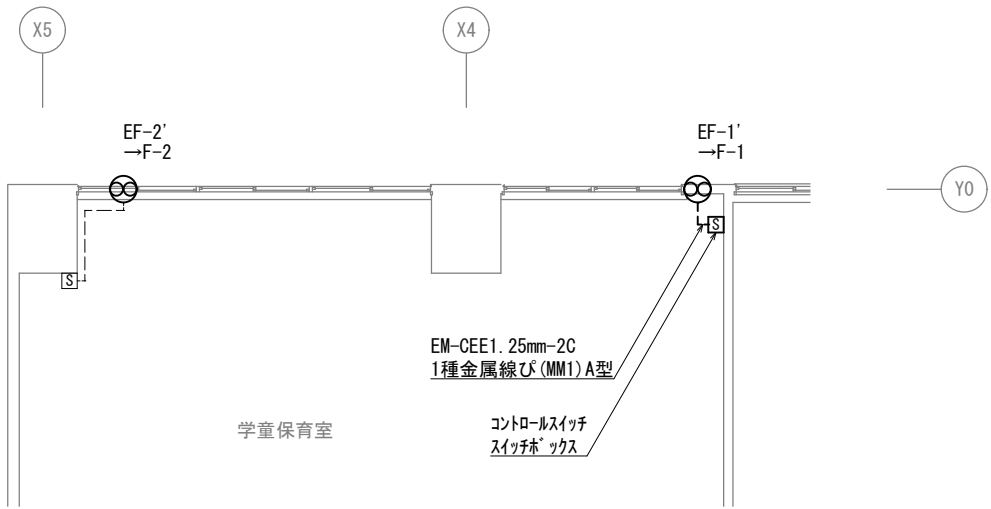
※ 太線部分を撤去する。

トイレ改修平面図（撤去） S=1/100



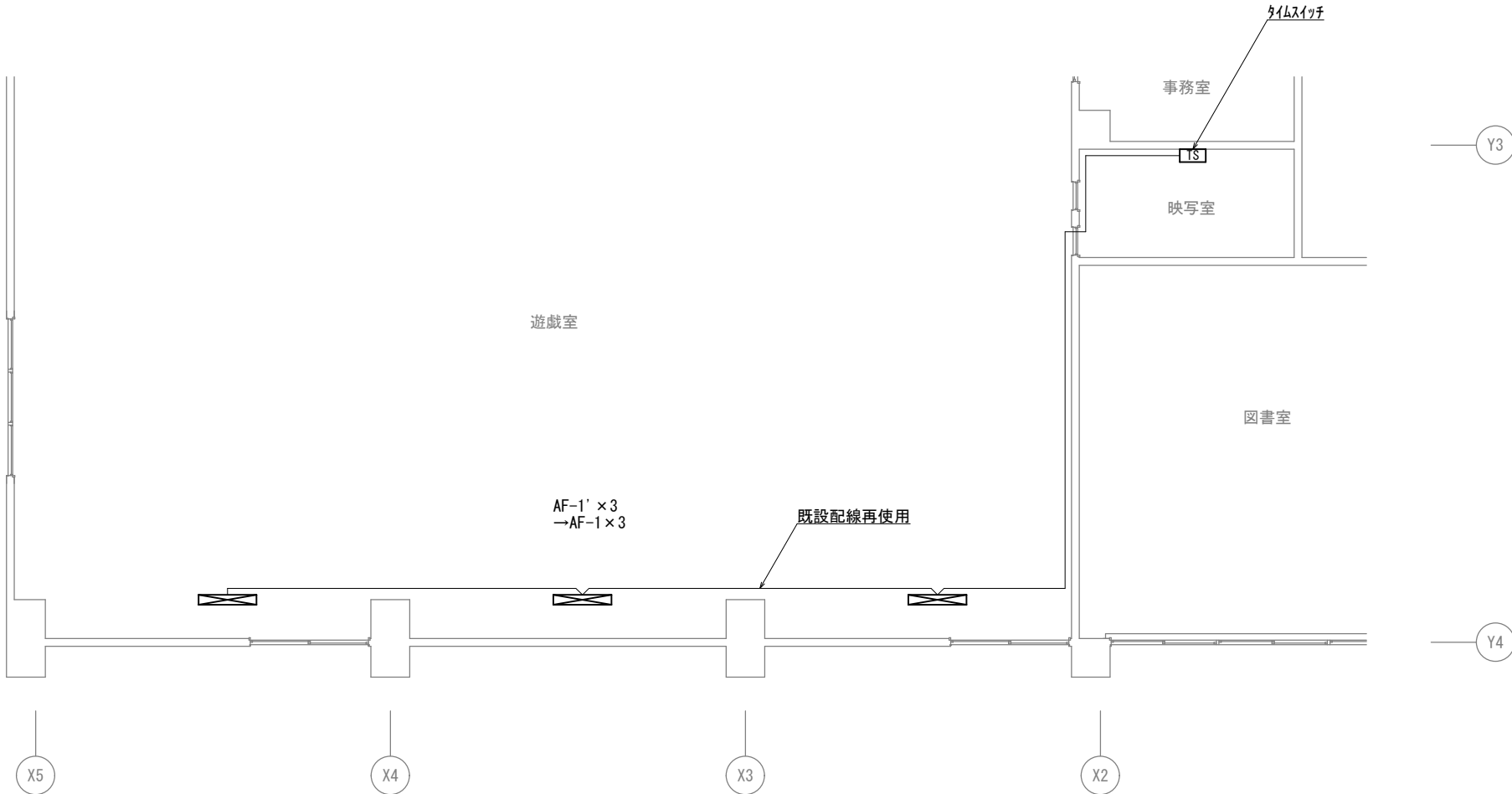
※ 太線部分を新設する。

トイレ改修平面図（新設） S=1/100



スイッチ改修平面図 S=1/100

※ 太線部分を撤去・新設する。



タイムスイッチ改修平面図 S=1/100

※ 太線部分を撤去・新設する。

凡 例

記 号	名 称	仕 様	備 考
----	露出配線	EM-CEEケーブル	1種金属線び(MM1)A型
=====	天井隠ぺい配線	EM-CEEケーブル	
[S]	コントロールスイッチ	換気扇専用品	
[TS]	タイムスイッチ	エア搬送ファン専用品	

件 名 調布市立国領児童館空調設備改修工事			
令和8年度	令和8年8月	トイレ改修平面図 スイッチ改修平面図 タイムスイッチ改修平面図	No. M-09 11枚の内
調布市総務部営繕課			



天井改修平面図 S=1/200

天井材仕様

改修箇所	改修前仕様	改修後使用
事務室	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け
学習室	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け
工作室	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け
学童保育室	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け	吸音用孔明き石膏板 t=9.5 突付け
図書室	石膏板 t=9.5 目張り EP塗装	化粧石膏板 t=9.5 突付け
ホール	ロックール化粧吸音板 t=9.0 突付け	ロックール化粧吸音板 t=9.0 突付け
廊下	ロックール化粧吸音板 t=9.0 突付け	ロックール化粧吸音板 t=9.0 突付け
遊戯室	木毛セメント板 t=20	ロックール化粧吸音板 t=9.0 突付け
湯沸室	石膏板 t=9.5 目張り EP塗装	石膏板 t=9.5 目張り EP塗装
トイレ	石膏板 t=9.5 目張り EP塗装	石膏板 t=9.5 目張り EP塗装

 天井改修部分